

FTSE Cash Flow Focus インデックス・シリーズ

v1.4

目次

セクション 1 はじめに	3
セクション 2 運営・管理責任.....	5
セクション 3 FTSE Russell インデックス・ポリシー	7
セクション 4 適格有価証券	9
セクション 5 ファクターの構築.....	12
セクション 6 インデックスの構築	14
セクション 7 構成銘柄の定期的見直し.....	16
セクション 8 構成銘柄の変更	18
セクション 9 コーポレートアクションおよびイベント.....	19
セクション 10 配当金の取扱い	21
セクション 11 インデックス アルゴリズムと算出方法.....	22
付録 A 詳細はこちら.....	24

セクション 1

はじめに

1. はじめに

- 1.1** 本書は、FTSE Cash Flow Focus インデックス・シリーズの運営および算出に係わる基本ルールを説明したものです。
- 1.2** FTSE Cash Flow Focus インデックス・シリーズは、親ユニバースと比べて、継続的に指標中で高水準フリーキャッシュフロー利回りを達成するよう設計されています。本シリーズは、高フリーキャッシュフロー利回りを示す銘柄に注目するものですが、特定インデックスにおける純資産株式比率 (B/P)、株価収益率、配当利回りなどその他の基準も考慮する場合があります。
- 1.3** これら基本ルールは、以下でご覧いただけるインデックス・ルールおよびガイドと併せてご理解ください。
www.lseg.com/en/ftse-russell/:
- FTSE Global Equity Index Series 基本ルール
 - FTSE China A All Cap Index Series 基本ルール
 - FTSE Southbound Stock Connect Index Series 基本ルール
 - Russell US Indexes コンストラクションとメソドロジー
 - FTSE Global Factor Index Series 基本ルール
 - 時価総額加重型インデックスに関するコーポレート・アクションおよびイベント・ガイド
- 1.4** プライス、トータル・リターン、税引き後トータル・リターンのインデックスは、終値ベースで算出されます。トータル・リターンは、配当込みベースで算出されます。すべての配当金は FTSE Total Return Index での公表値を適用します。
- また、税引後ネット・トータル・リターン・インデックスは、送金元企業と同じ国に居住しておらず、二重課税防止条約の恩恵を受けていない機関投資家が受け取る配当金に適用される最大源泉徴収税率に基づいて算出されています。
- 特定の源泉徴収税率に基づくネット・トータル・リターン・インデックス (セクション 10 を参照) を算出することもできます。

インデックス・シリーズ内の特定のインデックスについて、為替ヘッジ指標が算出されます。

1.5 FTSE Cash Flow Focus インデックス・シリーズは、インデックス設計において ESG 要素を考慮していません。

1.6 インデックスの基準通貨は全世界向けまたは地域向けに米ドル (USD) で公表されますが、単一国のインデックスには現地通貨が使われます。指標値は他の通貨でも公表される場合があります。

1.7 指標値はリアルタイムで計算される場合もあります。

1.8 FTSE Russell

1.8.1 FTSE Russell は、FTSE Russell のコントロールが及ばない外部事象を含む様々な状況において、当インデックス・シリーズの変更、中断、中止が余儀なくされる場合があること、また当インデックス・シリーズを参照するインデックス・ファンドなどの投資商品や諸契約は、当インデックスの変更、中断、中止に耐え得るか、その可能性に対応できるものであるべきことを、当インデックス・シリーズ利用者に対し表明するものです。

1.8.2 本インデックス シリーズに追随する運用を行うユーザー、または本インデックス シリーズに追随する商品を購入するユーザーは、自己資金、あるいはクライアントの資金で投資をする前に、当インデックス シリーズのルールに沿ったメソッドロジーの価値を評価し、独立した立場にある者の助言を受けてください。FTSE Russell (または、これらの基本原則の作成および発行に関係するすべての人) は、以下による結果について、個人の被った損失、損害、請求、費用について一切の責任を負いません。

- これら基本ルールへの依拠
- これら基本ルール中の何らかの不正確性
- これら基本ルールに記載された方針や手続きの不適用や誤用
- インデックス・シリーズや構成銘柄データの集成における何らかの不正確性

セクション 2

運営・管理責任

2. 運営・管理責任

2.1 FTSE International Limited (FTSE)

2.1.1 FTSE はインデックス・ベンチマークの管理者です¹。

2.1.2 FTSE はインデックスの日次計算、構築、運用の責任を負っており、次のことを行います。

- インデックスを構成する全銘柄に関し、ウェイトの記録を保管する
- 基本ルールに従って、銘柄入替えとそのウェイト変更を行う
- 基本ルールに従って、インデックス・シリーズの定期的な見直しを行い、その結果によって必要な変更を行う
- 継続的なメンテナンスと定期的な見直しによるウェイト変更を公表する
- インデックスを普及させる

2.2 基本ルールの改訂

2.2.1 インデックスの目的を最も適切に継続的に反映することができるよう、当基本ルールは FTSE Russell による定例見直し（少なくとも年 1 回）の対象になります。基本ルールの大幅な改訂の提案に関しては、FTSE Russell Advisory Committee および必要に応じその他の利害関係者との協議に付されます。FTSE Russell Index Governance Board はこれらの協議結果を踏まえ、改訂の承認を判断します。

2.2.2 基本ルールに言及されていない、または具体的かつ明確に規定されていない事項に関して FTSE Russell が決定を下す場合、Statement of Principles に則って実際的な決定を行うものとします。上記のような決定が行われた場合、FTSE Russell はその決定内容を速やかに公表します。また上記の取り扱いが、基本ルールの例外、変更、将来の前例など見なされない場合においても、FTSE Russell は基本ルールをより明確に規定するための改訂が必要かどうかを検討します。

¹本文書で管理者/アドミニストレーターという言葉は、金融商品と金融契約のベンチマークとして用いられる指標、または投資資金のパフォーマンス測定を行うことに関する、[2016 年 6 月 8 日付けの欧州議会ならびに欧州連合理事会による規制（欧州連合）2016/1011](#)（欧州ベンチマーク規制）および [2019 年付けベンチマーク（改正および経過規定）（EU 離脱）規則](#)（英国ベンチマーク規制）における定義と同義で使用されます。

セクション 3

FTSE Russell インデックス・ポリシー

3. FTSE Russell インデックス・ポリシー

基本ルールは、以下のリンクからご覧いただけるインデックス方針ドキュメントと併せてご参照ください。

3.1 お問い合わせと苦情

FTSE Russell の苦情申し立て手続きは、次のリンクからご覧いただけます。

[Benchmark_Determination_Complaints_Handling_Policy.pdf](#)

3.2 取引停止または市場閉鎖の際のインデックス取り扱い方針

取引停止または市場閉鎖の際のインデックスの取り扱いに関するガイダンスは、次のリンクをご参照下さい。

[Index_Policy_for_Trading_Halts_and_Market_Closures.pdf](#)

3.3 顧客が市場や証券の取引を行えない場合のインデックス取り扱い方針

3.3.1 FTSE Russell のインデックス取り扱いの詳細は、次のリンクをご参照ください。

[Index_Policy_in_the_Event_Clients_are_Unable_to_Trade_a_Market_or_a_Security.pdf](#)

3.4 再計算方針とガイドライン

3.4.1 何らかの不正確さが認識される際、FTSE Russell は、FTSE Russell インデックス再計算ガイドラインに定められたステップに沿って、ひとつのインデックスまたはインデックス・シリーズ全体を再計算すべきか、また関連データ・プロダクトを改定すべきかを決定します。FTSE Cash Flow Focus インデックス・シリーズ の利用者は適切な媒体を通じて、その通知を受けることになります。

FTSE Russell 再計算方針およびガイドラインの詳細は、次のリンクから FTSE Russell のウェブサイトでご覧ください。

[Recalculation_Policy_and_Guidelines_Equity_Indices.pdf](#)

3.5 FTSE Russell のベンチマーク・メソドロジーの変更

FTSE Russell のベンチマーク・メソドロジーの変更は、次のリンクをご参照ください。

[Policy_for_Benchmark_Methodology_Changes.pdf](#)

3.6 FTSE Russell のガバナンスのフレームワーク

3.6.1 FTSE Russell はそのインデックスを監督するために、プロダクト、サービス、テクノロジーのガバナンスをカバーするガバナンス・フレームワークを採用しています。このフレームワークには、ロンドン証券取引所グループによる3つのディフェンス・ラインによるリスク管理フレームワークが組み込まれており、金融ベンチマークの IOSCO 原則²、欧州ベンチマーク規則³、また英国ベンチマーク規則⁴への準拠を確実にしています。FTSE Russell ガバナンス・フレームワークの詳細は、次のリンクをご参照ください。

[FTSE_Russell_Governance_Framework.pdf](#)

3.7 リアルタイム・ステータスの定義

3.7.1 リアルタイムで計算されるインデックスについては、リアルタイム・ステータス定義の詳細を掲載する以下のガイドをご覧ください。

[Real_Time_Status_Definitions.pdf](#)

² IOSCO 金融指標に関する原則の最終報告書 FR07/13 July 2013

³ 有価証券および金融契約、また投資ファンドのパフォーマンス測定にベンチマークとして使われるインデックスにおける 2016 年 6 月 8 日付けの欧州議会ならびに欧州連合理事会による規制（欧州連合）2016/1011

⁴ ベンチマーク（改正および経過規定）（EU 離脱）規則 2019

セクション 4 適格有価証券

4. 適格有価証券

4.1 各インデックスの適格証券は、該当する親インデックスの構成銘柄です。

FTSE Cash Flow Focus インデックス・シリーズ	親インデックス
FTSE Cash Flow Focus インデックス・シリーズ	
FTSE China A Stock Connect Cash Flow Focus Index	FTSE China A Stock Connect CNH Index
FTSE Southbound Stock Connect Cash Flow Focus Index	FTSE Southbound Stock Connect Index
FTSE Japan Cash Flow Focus Index	FTSE Japan Index
FTSE Developed Europe Cash Flow Focus Index*	FTSE Developed Europe Index
FTSE Asia Pacific ex Japan Cash Flow Focus Index*	FTSE Asia Pacific ex Japan Index
Russell 1000 Cash Flow Focus Index	Russell 1000®
Russell 2000 Cash Flow Focus Index	Russell 2000®
High Income Cash Flow インデックス・シリーズ	
FTSE Japan ex-REITs High Income Cash Flow 50 Index	FTSE Japan Index

*多市場インデックス

4.2 クオリティ審査

単一市場インデックスでは、該当する親インデックスに基づき最低クオリティの最下位比率内の銘柄（セクション 4.1）、またデータが欠如する銘柄は除外されます。

多市場インデックスでは、該当する親インデックスに基づく国レベルのベースで審査が行われます。

各インデックスに使用される特定のパーセンタイルについては、ルール 6.3 を参照してください。

審査の定義は、FTSE Global Factor インデックス・シリーズの基本ルールに記載されています。

4.3 リスク審査

単一市場インデックスでは、該当する親インデックスに基づき最上リスクの上位比率内の銘柄（セクション 4.1）、またリターン・データが不十分あるいは欠如する銘柄は除外されます。

多市場インデックスでは、該当する親インデックスに基づく国レベルのベースで審査が行われます。

各インデックスに使用される特定のパーセンタイルについては、ルール 6.3 を参照してください。

リスクは低ボラティリティ要素を示すもので、FTSE Global Factor インデックス・シリーズの基本ルールに定義されています。

4.4 流動性の審査

FTSE Southbound Stock Connect Cash Flow Focus Index においては、[Guide to Calculation Method for ADTV Liquidity Test](#) にしたがって、該当する All Cap ユニバース（FTSE Southbound Stock Connect All Cap Index）に追加的な流動性審査が適用されます。

4.5 ICB セクター除外項目

以下の ICB セクターは該当するインデックスから除外されます。

ICB セクターコード	301010	302030	303010	303020	351020
ICB セクター名	銀行	モーゲージ REIT	生命保険	非生命保険	REIT
Cash Flow Focus Indices (ルール 6.3)	X	X	X	X	X
FTSE Japan ex-REITs High Income Cash Flow 50 Index		X			X

4.6 フリーキャッシュフロー審査

12 か月間の追跡でフリーキャッシュフローがマイナスである銘柄は除外されます。

FTSE Japan ex-REITs High Income Cash Flow 50 Index では、以下の ICB セクターの銘柄にこの規定は適用されません：銀行（301010）、生命保険（303010）、非生命保険（303020）

セクション 5

ファクターの構築

5. ファクターの構築

5.1 Russell US 以外を親インデックスとするインデックス

5.1.1 それぞれの適格構成銘柄について、以下のメトリクスを用いて複合スコアが算出されます。

fcf2p = 直近 12 か月のフリーキャッシュフロー / 総時価総額

b2p = 直近の帳簿価額 / 総時価総額

d2p = 直近 12 か月の配当利回り

e2p = 直近 12 か月の純利益 / 総時価総額

5.1.2 各メトリクスについて、24 か月の追跡期間にわたり 6 か月の半減期を設けて指数関数的に加重した移動平均（fcf2p_ewma、b2p_ewma、d2p_ewma、e2p_ewma）が算出されます。

5.1.3 指数関数的な加重移動平均メトリクスでは、データが欠如する銘柄は除外されます。

5.1.4 それぞれの銘柄メトリクスは、以下のように各適格ユニバース内で Z スコアが作成されるように横断的に正規化されます。

$$Z_{F,i} = \frac{F_i - \mu_F}{\sigma_F}$$

$F \in \{\text{fcf2p_ewma}, \text{b2p_ewma}, \text{d2p_ewma}, \text{e2p_ewma}\}$ 、 μ_F は対応する国 / 市場内における F 平均、 σ_F は対応する国 / 市場における F の標準偏差です。

Z スコアが 3 より大きい場合は、3 の値に切り捨てられます。

FTSE Japan ex-REITs High Income Cash Flow 50 Index で、ICB セクターが銀行（301010）、生命保険（

303010）、非生命保険（303020）である銘柄は、算出時に無視されます $Z_{\text{fcf2p_ewma}}$ 。これら銘柄では、

$Z_{\text{fcf2p_ewma}}$ は「0」に設定されます。

5.1.5 各銘柄の複合スコアは以下のように算出されます。

$$com_score = w_c \times Z_{fcf2p_ewma} + w_b \times Z_{b2p_ewma} + w_d \times Z_{d2p_ewma} + w_e \times Z_{e2p_ewma}$$

Z スコアはそれら銘柄と同じ国/市場のために算出された同スコアに対応します

w_i は該当するメトリクス i への加重

$$\sum w_i = 1$$

FTSE Cash Flow Focus インデックス・シリーズ内各インデックスについての複合スコアのウェイト適用に関してはルール 6.3 をご覧ください。

5.2 Russell US を親インデックスとするインデックス

5.2.1 各適格構成銘柄の複合スコアは、次のメトリクスを用いて算出されます。

fcf = 直近 12 か月のフリーキャッシュフロー (米ドル・ベース)

$$\text{複合スコア} = 100\% \times fcf_{ewma}$$

セクション 6

インデックスの構築

6. インデックスの構築

6.1 構成銘柄の選定

適格銘柄は複合スコアにより降順に格付けされます。まず、上位格付のいくつかの銘柄を選定し、ターゲット・インデックスを作成します。その後の定期的見直しにおいて、ルール 7 に解説するバッファ・ルールが適用されます。

各インデックスにおける (i) 選定銘柄数、(ii) バッファ閾値については、ルール 6.4 を参照してください。

6.2 ウェイトの適用方針

本シリーズ内インデックスの構成銘柄は、フロート時価総額の比率により加重されます。各インデックスで企業レベルのキャッピングが設定されます。

各インデックスに使われる企業レベルのキャッピング詳細は、ルール 6.4 をご覧ください。

6.3 Cash Flow Focus インデックス・シリーズの特徴

インデックス名	審査の閾値		複合スコアのウェイト適用*				企業レベルのキヤッピング	銘柄数	バッファー・ルール	
	クオリティ	リスク	w_c (FCF)*	w_b (簿価)	w_d (配当)	w_e (純利益)			組入れ閾値	除外閾値
Russell US 以外を親インデックスとするインデックス										
FTSE China A Stock Connect Cash Flow Focus Index	50%	50%	0.4	0.2	0.2	0.2	5%	50	30	70
FTSE Japan Cash Flow Focus Index	20%	20%	1.0	-	-	-	5%	50	30	70
FTSE Developed Europe Cash Flow Focus Index	20%	20%	1.0	-	-	-	5%	100	60	140
FTSE Asia Pacific ex Japan Cash Flow Focus Index	50%	20%	1.0	-	-	-	5%	100	60	140
FTSE Southbound Stock Connect Cash Flow Focus Index	40%	10%	0.7	-	0.3	-	10%	30	20	40
Russell US インデックスに基づくインデックス										
Russell 1000 Cash Flow Focus Index	20%	20%	100%	N/A	N/A	N/A	5%	100	60	140
Russell 2000 Cash Flow Focus Index	40%	40%	100%	N/A	N/A	N/A	5%	100	60	140

* Russell インデックスについての FCF ファクター定義は、ルール 5.2.1 に記載されています。FTSE インデックスのファクター定義は、ルール 5.1.1 に記載されています。

6.4 High Income Cash Flow インデックス・シリーズの特徴

インデックス名	審査の閾値		複合スコアのウェイト適用*				企業レベルのキヤッピング	銘柄数	バッファー・ルール	
	クオリティ	リスク	w_c (FCF)*	w_b (簿価)	w_d (配当)	w_e (純利益)			組入れ閾値	除外閾値
FTSE Japan ex REITs High Income Cash Flow 50 Index	-	20%	0.5	-	0.5	-	5%	50	30	70

セクション 7

構成銘柄の定期的見直し

7. 構成銘柄の定期的見直し

7.1 見直し日

- 7.1.1 FTSE Cash Flow Focus インデックス・シリーズの見直しは、3月、6月、9月、12月に実施されます。
- 7.1.2 Russell US 以外のインデックスについて、見直し月第1金曜日に先立つ水曜日（価格締め切り日）の取引時間終了時の株価を使って、見直し月の第3金曜日直後の取引日における親インデックス構成銘柄の変更を考慮し、構成銘柄の見直しが使われます。
- 7.1.3 Russell US に基づくインデックスでは、ルール 7.1.2 のスケジュールにしたがって見直し価格締め切り日と見直し発効日は3月、9月、12月となります。6月の見直しでは、第2金曜日直前の水曜日の取引時間終了時の価格を使用し、6月第4金曜日直後の営業日における親インデックス構成銘柄変更を考慮して銘柄の見直しが行われます。
- 7.1.4 ADTV、クオリティ・ファクター、ボラティリティ、複合スコア計算に使用される全メトリクスの計算のための締め切り日は、見直し月に先立つ月の最終取引日終了時となります。
- 7.1.5 構成銘柄の変更とキャッピングを含む見直しは、ルール 7.1.2 および 7.1.3 に定められる日の取引終了後に適用されます。

7.2 見直しプロセス

- 7.2.1 四半期ごとの見直しでは、適格銘柄は該当するユニバース内で複合スコアで降順で格付けされます。
- 7.2.2 銘柄が組入れ閾値に達するかそれを上回った場合は、定期見直し時に追加されます。既存銘柄が除外閾値を下回った場合は、定期見直し時に除外されます。各インデックスに使用される特定の閾値については、ルール 6.3 を参照してください。
- 7.2.3 定期見直しでは一定の構成銘柄数が維持されます。ルール 7.2.2 の適用後に 6.1 に記載される構成銘柄数が定数を超える場合、最低格付けの銘柄が除外され、ルール 6.1 に定められる銘柄数が維持されます。反対にルール 7.2.2 の適用後に 6.1 に記載される構成銘柄数が定数に満たない場合、構成銘柄外から最低格付けの銘柄が追加され、ルール 6.1 に定められる銘柄数が維持されます。

7.3 定期見直し時の銘柄ウェイトのキャップ適用

- 7.3.1 四半期ごとの見直し時、ルール 6.3 が定める対応キャッピング・レベルにしたがって、各インデックスの銘柄ウェイトにキャップが適用されます。ウェイトが最大銘柄ウェイトを超過した場合は、残り銘柄に比例配分されます。すべての銘柄で条件を満たすまで、銘柄キャッピングが繰り返されます。上限設定により、インデックス中の各銘柄は価格の動きに合わせて自由に変動します。
- 7.3.2 Russell US 以外に基づくインデックスでは、キャッピングは見直し月の第 2 金曜日取引終了時（キャッピング締切日）の価格に基づき、発行済み株式と投資適格比率を用いて、見直し月の第 3 金曜日引け後に適用されるように（見直し有効日から発効するよう）計算されます。
- 7.3.3 Russell US に基づくインデックスでは、3 月、9 月、12 月にルール 7.3.2 のスケジュールにしたがってキャッピング締切日と発効日が定められます。6 月にはキャッピングは見直し月の第 3 金曜日（キャッピング締切日）取引終了時の価格に基づき、発行済み株式と投資適格比率を用いて、6 月の第 4 金曜日引け後に適用されるように（見直し有効日から発効するよう）計算されます。
- 7.3.4 見直し月のキャッピング締切日終了後、見直し有効日までに発効する何らかのコーポレート・アクション/イベントがあり、それが見直し月のキャッピング締切日までに発表され確認された場合には、それらは算定時に考慮されます。
- 7.3.5 見直し月の第 2 金曜日に発表されるコーポレートアクション/イベントが見直し有効日までに発効する場合、それらに対する追加的な判断はありません。

7.4 インデックスの過去データ

インデックス開始日に先立つファクター情報があれば、遡及的に情報を適用してインデックスがシミュレートされます。インデックス開始日に先立つ全インデックス見直しでは、以下のような処理をしたうえで適用がなされます。クオリティ・ファクターには、2019 年 9 月に先立つ 6 か月のラグが組み込まれます。ルール 5.1.1 に定められる fcf2p、b2p、e2p。

セクション 8

構成銘柄の変更

8. 構成銘柄の変更

8.1 見直し間の追加

8.1.1 ルール 9.3 にしたがって、FTSE Cash Flow Focus インデックス・シリーズには、見直しと見直し間の追加は認められません。インデックスへの銘柄追加は、次回の四半期見直し時に考慮されます。

8.2 見直し間の削除

8.2.1 対応する親ユニバースから除外された場合には、その銘柄は FTSE Cash Flow Focus インデックスから除外されます。除外は、親ユニバースの除外と同時に行われ、そのウェイトは インデックスの残存銘柄に比例配分されます。

8.2.2 見直し発効日以降に銘柄が適格外の ICB セクター（ルール 4.2）に分類替えされた場合、銘柄は次の四半期見直しで除外されます。

セクション 9

コーポレートアクションおよびイベント

9. コーポレートアクションおよびイベント

9.1 コーポレートアクションおよびイベントによる組入れ銘柄の変更について、詳細は次のリンクから時価総額加重インデックスの「コーポレートアクションおよびイベントガイド」をご覧ください。

[Corporate Actions and Events Guide for Market Capitalisation Weighted Indices.pdf](#)

コーポレートアクションとは、株主に対するアクションを言い、株価は落ち日における調整に影響されます。株価は配当落ち日の調整に従います。これらには、次の事項が含まれます。

- 資本の払い戻し
- ライツ・イシュー / エンタイトルメント・オファー
- 株式化
- 分割 / 併合
- 無償新株発行（資本化または無償交付）

コーポレートイベントとは、インデックス・ルールに即してインデックスに影響を与える可能性のある企業ニュースを言います。例えば、戦略投資家が組入れ企業の株式の売却を発表したとします（セカンダリー・シェア・オファー）。これはインデックスのフリーフロー・ウェイトの変更につながる可能性があります。インデックス調整が必要となる場合は、FTSE が調整のタイミングを通知します。

9.2 発行済み株式

発行済み株式銘柄数の変更は、時価総額加重インデックスの「コーポレートアクションおよびイベントガイド」に記載されています。

9.3 買収、合併、会社分割

買収、合併、会社分割の取り扱いについては、時価総額加重インデックスの「コーポレートアクションおよびイベントガイド」をご覧ください。

組入れ企業がインデックス外の企業に買収された場合、存続企業は FTSE Cash Flow Focus インデックス・シリーズから除外されます。当該企業の適格性は、次の定期見直しにおいて審査が行われます。

9.4 取引の中止

取引中止についての規則は、時価総額加重インデックスの「コーポレートアクションおよびイベントのガイド」をご覧ください。

セクション 10

配当金の取扱い

10. 配当金の取扱い

- 10.1** 配当は FTSE Cash Flow Focus インデックス・シリーズの標準的なトータル・リターン・インデックスの算出に使用されます。すべての配当金は、配当落ち日時点で適用されます。
- 10.2** 税引後ネット・トータル・リターン・インデックスは、送金元企業と同じ国に居住しておらず、二重課税防止条約の恩恵を受けていない機関投資家が受け取る配当金に適用される最大源泉徴収税率に基づいて算出されています。特定の源泉徴収税率に基づくネット・トータル・リターン・インデックスを算出することもできます (以下「FTSE Russell 源泉徴収税ガイド」を参照)。

税引後指標に使用されている源泉徴収税率は、以下のリンクからアクセスできます。

[Withholding Tax Service | LSEG](#)

また「FTSE Russell 源泉徴収税ガイド」は、以下のリンクからアクセスできます。

[Withholding Tax Rates Used in Net-of-Tax Indexes:Ground Rules](#)

セクション 11

インデックス アルゴリズムと算出方法

11. インデックス アルゴリズムと算出方法

11.1 価格

11.1.1 FTSE Cash Flow Focus インデックス・シリーズは、現地市場の相場がある銘柄については、実際の市場終値または最終取引価格を使用しています（入手可能な場合）。詳細については、次のリンクからご覧いただけます：

[Closing Prices Used For Index Calculation.pdf](#)

11.2 算出の頻度

FTSE Cash Flow Focus インデックス・シリーズは、終値とリアルタイム双方のベースで算出され、小数点以下 8 桁まで表示されます。

11.3 インデックスの算出

11.3.1 FTSE Cash Flow Focus インデックス・シリーズは、以下のようなアルゴリズムを用いて算出されます。

$$\sum_{i=1}^N \frac{(p_i \times e_i \times s_i \times f_i \times c_i)}{d}$$

条件：

- $i=1,2,\dots,N$;
- N はインデックス中の銘柄数
- p_i は構成銘柄の直近の取引価格（または前日のインデックスの終値）
- e_i は銘柄の通貨をインデックスの基準通貨に変更するために必要な為替レート
- s_i はこれらの基本原則で定義される発行済み株式数
- f_i は銘柄のウェイトを修正するために適用される Investability Weighting Factor（投資可能ウェイト係数）で、0~1 の間の数値で表され、1 は 100% の浮動株を示します。このファクターは、親インデックスに含まれる各証券について FTSE Russell が公表しているものです

- c_i はキャッピングファクターであり、インデックスの証券を正確にウェイト付けされるために証券に適用されます。このファクターは、各銘柄の投資可能な時価総額をインデックスに含めるため想定時価総額にマッピングします
- d は調整係数であり、基準日におけるインデックスの総発行済み株式資本を表す数字です。インデックスに歪みを与えることなく、個々の有価証券の発行済株式総数の変更を可能にするために、除数を調整することができます。

付録 A

詳細はこちら

FTSE Russell の基本ルールで使用される用語については、次のリンクをご参照ください。

[Glossary.pdf](#)

FTSE Cash Flow Focus インデックス・シリーズの詳細は FTSE Russell から入手可能です。

連絡先については、次の FTSE Russell のウェブサイトをご覧ください。メール (info@ftserussell.com) で FTSE Russell 顧客サービスまでお問い合わせください。

ウェブサイト : www.lseg.com/en/ftse-russell/

免責事項

© 2026 London Stock Exchange Group plc およびその該当するグループ企業（「LSEG」）。LSEGには(1) FTSE International Limited（以下「FTSE」）、(2) Frank Russell Company（以下「Russell」）、(3) FTSE Global Debt Capital Markets Inc.（以下「FTSE Canada」）、(4) FTSE Fixed Income LLC（以下「FTSE FI」）、(5) FTSE (Beijing) Consulting Limited（以下「WOFE」）、FTSE EU SAS（「FES」）が含まれます。無断複写・転載を禁じます。

FTSE Russell®は、FTSE、Russell、FTSE Canada、FTSE FI、WOFE、FES、その他LSEGベンチマークおよび指標サービスを提供するLSEG関連会社の商標です。本文書に掲載された「FTSE®」「Russell®」「FTSE Russell®」「FTSE4Good®」「ICB®」「Refinitiv」「Beyond Ratings®」「WMR™」「FR™」およびその他すべての商標およびサービスマークは（登録の有無に関わらず）LSEG 当該メンバーまたはそのライセンサーにより保有またはライセンス利用されるものです。

FTSEFTSE Cash Flow Focus インデックス・シリーズは FTSE International Limited またはその関連会社、エージェント、パートナーにより、またそれら組織のために算出されるものです。

FTSE International Limited は、英国において英国ベンチマーク規則に従って、Financial Conduct Authority（「FCA」）からベンチマーク管理者として認可を受け、規制を受けています（FCA 参照番号 796803）。FTSE EU SAS は、EU において EU ベンチマーク規則に従って、Autorité des Marchés Financiers（「AMF」）からベンチマーク管理者として認可を受けています。

全ての情報は情報提供のみを目的として提供されています。本資料に記載されている全ての情報およびデータは、LSEG が正確かつ信頼できると考える情報源から入手したものです。ただし人的ミスや機械の誤作動、その他の要因による誤りの可能性があるため、当該情報及びデータはすべて「現状のまま」提供されており、これらの不正確性に対してはいかなる保証もいたしません。LSEG のメンバーまたは各取締役、役員、従業員、パートナーまたはライセンサーのいずれも、情報の正確性、適時性、完全性、市場性、または FTSE Russell の商品（インデックス、データとアナリティクスを含むがこれらに限定されるものではない）の使用から得られる結果の正確性、適時性、完全性、市場性、あるいは特定の目的に対する FTSE Russell 商品の適切性または適合性に関して、明示または黙示を問わず、いかなる主張、予想、保証、表明も行いません。情報を利用するユーザーは、情報の何らかの使用による、また情報使用の許可によるリスクのすべてを負うものとします。

情報を利用するユーザーは、情報の何らかの使用による、また情報使用の許可によるリスクのすべてを負うものとします。LSEG メンバーまたはその取締役、役員、従業員、パートナー、ライセンサーは、以下の事項に関して一切の責任または義務を負いません：(a) 当該情報またはデータの調達、収集、コンパイル、解釈、分析、編集、転記、送信、通信もしくは提供に関わる不正確性（過失の有無を問わない）、その他の状況、または本資料または本資料へのリンクの使用に関連する損失又は損害（全部又は一部を問わない）および、(b)（たとえ LSEG のメンバーがかかる損害の可能性について事前に知らされていた場合であっても）当該情報の使用または使用不能から生じるいかなる直接的、間接的、特別、派生的または付随的損害。

LSEG メンバーまたはその役員、従業員、パートナー、またはライセンサーのいずれも、投資アドバイスを提供しておらず、本資料のいかなる部分も、金融または投資アドバイスを構成するものとみなされるべきではありません。LSEG メンバー、その取締役、役員、従業員、パートナーまたはライセンサーは、いかなる資産への投資の是非、あるいはかかる投資が投資家にとっていかなる法的リスクまたはコンプライアンス上のリスクを生じさせるか否かに関しても、いかなる表明も行いません。このような資産への投資を決定する際には、本資料に記載された情報に依拠すべきではありません。インデックスおよびレートに直接投資することはできません。インデックスやレートへの資産の組み入れは、当該資産の売買や保有を推奨するものではなく、また特定の投資家が当該資産や当該資産を含むインデックスやレートを合法的に売買や保有することができることを確認するものでもありません。本文書に掲載されている一般的な情報は、法律、税務、投資に関する専門的な助言を得ることなく使用されるべきではありません。

この情報のいかなる部分も、LSEG の適切なメンバーの書面による事前の許可なしに、電子的、機械的、複写、録音、その他いかなる形式、手段によっても、複製、保存（検索可能なシステムによる保存）、または送信することを禁じます。LSEG データの使用および配布には、LSEG および/またはそのライセンサーからのライセンスが必要です。